

宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：令和2年10月29日（木）

午前10時～正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
（令和2年度 第三回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，兼子佳恵委員，北島みどり委員，熊谷大委員
栗林美知子委員，佐藤央子委員，高橋慎委員，田口敦子委員，土橋章子委員
成瀬陽子委員，

欠席委員：吉田聡委員

1 開 会

（司会：共同参画社会推進課 百井副参事兼課長補佐）

【定足数報告】

本日の審議会は、12名中11名の委員の御出席をいただいておりますので、宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数（半数以上）を満たし、成立しておりますことを御報告いたします。

2 あいさつ

【佐々木次長】

宮城県男女共同参画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しいところ、男女共同参画審議会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より本県の男女共同参画の推進につきまして、格別の御理解・御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く感謝申し上げます。

はじめに一つ御報告させていただきます。前回7月の審議会で御審議をいただきました「令和2年度宮城県における男女共同参画施策の現状及び施策に関する年次報告」につきましては、8月3日に知事を本部長とし、副知事，各部局長で構成する男女共同参画施策推進本部会議において報告内容を決定しました。その際、知事から各部局長に審議会の女性委員の登用率の向上に更に努めるよう改めて指示がございました。また、今月22日に閉会した9月定例県議会におきまして、条例に基づき年次報告を正式に報告いたしましたことを御報告いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている状況でございます。本県におきましても、昨日は24名、一昨日においては45名と一日の感染者数では過去最

高の人数となっており、まだまだ収束が見通せない状況となっております。このコロナ禍においては、従来からの課題であった女性の不安定な就労環境や、育児、家事の偏りの顕在化、DVなど、改めて課題が浮き彫りとなるなど、なお一層の男女共同参画の推進の必要性を認識しているところです。

本日は今年度第三回目の審議会となります。第4次計画の中間案について御審議いただきます。計画の策定は、社会全体で男女共同参画の取組を進める基本となるものであります。皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【百井副参事兼課長補佐】

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、次第にありますとおり、2つの議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、水野会長に議長をお願いいたします。

4 議事

【水野委員】

それでは、進めさせていただきます。議題(1)の「宮城県男女共同参画基本計画(第4次)中間案について」事務局から説明願います。

【堀内専門監】

宮城県男女共同参画基本計画(第4次)中間案について御説明いたします。

資料1-3を御覧ください。最初に、今回の計画のポイントから説明させていただきます。資料の中央部に「策定のポイント」として8点示してございます。

1つ目は「SDGsのゴールの達成に寄与」です。平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットが定められています。SDGsの達成のためには、あらゆる分野において、男女共同参画、女性活躍の視点を常に確保し、施策を推進していく必要があるため、このSDGsに掲げられたゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全ての達成に寄与することを、第1章「基本的な考え方」に盛り込んでおります。

2つ目は「あらゆる立場や年代の女性の活躍の推進・支援」です。現行計画では政策決定への女性の参画拡大を全面に出しておりましたが、ひとり親家庭や貧困など多様な困難を

抱える女性や若い世代も含め活躍できるよう推進・支援するため、必要施策を記載し、施策1「社会全体における男女共同参画の実現」のサブテーマを「女性の活躍を推進するために」としております。

3つ目は「人生100年時代を見据えた健康な生活・学び方・働き方」です。人生100年時代に向けて、その時々的人生ステージにおいて、全ての人がそれぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選択出来るようになることが必要となってきます。このことについて、第1章「基本的な考え方」に盛り込み、施策2「家庭における男女共同参画の実現」のサブテーマを「人生100年時代に向けて」、施策4「職場における男女共同参画の実現」のサブテーマを「男女が共に学び・活躍し続けるために」としてしております。

4つ目は「次代を担うリーダーの育成・女性の少ない専門分野における人材の育成」です。施策3「学校教育における男女共同参画の実現」では、サブテーマを「共生と自立をめざして」として、キャリア教育の推進に加え未来を担う人材育成の視点を追加し、リーダー育成と女性の少ない分野の人材育成の施策を記載しております。

5つ目は「新型コロナウイルス感染症の影響」です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、従来からの様々な課題が改めて浮き彫りとなるなど、今後も収束の見通しがたかない中、更なる感染拡大や新たな感染症の流行が心配されます。社会の変化への柔軟な対応が求められ、なお一層の男女共同参画の推進が特に必要な分野として、施策1「社会全体」及び施策2「家庭」、施策4「職場」の分野に影響及び課題、施策を記載しております。

6つ目は「方針決定過程への女性の参画促進」です。施策5「農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現」では、サブテーマを「女性の地位や権限の確立をめざして」として、現計画の経営に加えて方針決定過程への女性の参画の視点を追加し、必要な施策を記載しております。

7つ目は「東日本大震災の教訓を踏まえた平常時からの備え」です。施策7は東日本大震災から平常時にシフトし、施策名を「防災・復興における男女共同参画の実現」、サブテーマを「平常時から備える女性の視点」として、整理した形で盛り込んでおります。

最後に8つ目は「新たな指標の設定」です。現行の第3次計画は、今年度4年目となりました。今後もこれまでの基本計画同様に、数値目標を掲げて施策の推進に取り組んでいくこととしますが、この間に起こった社会の様々な変化に対応しつつ、また、今後の5年間を予測しながら男女共同参画社会の実現を進めて行くべく、今回新たに4つの指標を設定し、様々な角度から施策を進めて参ります。

以上が本計画の策定のポイントでございます。

次に中間案について御説明いたします。資料1-1は中間案、資料1-2は中間案の概要、資料2-1から2-3は各比較表となっております。資料1-2中間案の概要を御覧ください。

「第1章 基本的な考え方」は、6月の審議会で御審議いただき、「第2章 県の現状」「第4章 推進体制」は7月の審議会で御審議いただきました。「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」は、今回の審議会で新たにお示ししております。また、右側の図は、本計画と他の計画との関係性を示しております。新・宮城の将来ビジョンを踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、宮城県の男女共同参画を積極的に推進し、SDGsに寄与するものとします。

資料1-1の1ページを御覧ください。「第1章 基本的な考え方」につきまして、7月にお示ししました素案に、現在策定中の国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえまして、策定のポイントでも御説明したとおり、「人生100年時代に向けて」という文言を中段に新たに追記いたしました。また、下から2段落目になりますが、SDGsの達成に寄与する文言につきまして、7月の審議会の御意見を踏まえまして、より具体的な内容に記載を改めます。

次に5ページを御覧ください。「第2章 県の現状」につきましては、7月にお示ししました素案では調整中としておりました「宮城県高齢者人口調査」について調査結果が公表されましたので、宮城県の高齢化について現状を追加記載しております。6ページにはそのグラフを掲載しております。

次に11ページを御覧ください。「4 企業における女性の登用」については、7月の審議会でのご意見を踏まえまして、平成27年実施の「企業実態調査」を削除いたしまして、2つの統計調査及びデータベースから企業における役職者に占める女性の割合を掲載しております。数値はいずれも全国平均を下回っている状況でございます。

次に14ページを御覧ください。「7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応」については、7月の審議会でのご意見を踏まえまして、より具体的な内容に記載を改めました。

15ページを御覧ください。次に「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」を御説明いたします。各分野について、第3次計画からの主な変更点を中心に御説明いたします。

ここでは、「1 社会全体における男女共同参画の実現」として、指標、参考指標における推移、目標・予測指標を記載しております。

16ページを御覧ください。現状及び課題のホ、本県における警察へのDV及びストーカーに関する相談件数の記述については、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴うストレスや生活不安から家庭内暴力などの増加が懸念される旨を新たに記載しています。

18ページを御覧ください。施策の方向のニについては、「女性に対する暴力の根絶」を、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とし、近年のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及に伴う若年層への被害拡大及び令和2年6月に国で取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について新たに記載しています。

「ホ 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援」については、多様な困難を抱える全

での女性、また、若い世代に対する支援や支援の情報提供を行うことにより女性が安心して暮らせるようにすることが重要なことから新たに追加しています。

19ページを御覧ください。「2 家庭における男女共同参画の実現」について記載しております。現状及び課題のハを御覧ください。DV（配偶者等からの暴力）の記述に関して、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴うストレスや生活不安などからDV被害の深刻化が懸念される旨を新たに記載しています。

20ページを御覧ください。施策の方向の「ハ DV（配偶者等からの暴力）の根絶」については、DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、被害者の相談・保護体制の充実に加え児童虐待への対応を記載しています。

「ニ 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援」については、策定のポイントでも御説明したとおり「人生100年時代に向けて」という文言に修正・追加記載しています。

「3 学校教育における男女共同参画の実現」については21ページ中段から記載しております。

22ページを御覧ください。施策の方向の「ロ キャリア教育の推進と人材育成」については、キャリア教育の推進に加え、次代を担うリーダーとなり得る人材を育成するとともに、女性の少ない専門分野（科学技術等）の発展に女性が寄与できるよう参画を推進する旨記載しております。

「4 職場における男女共同参画の実現」については、23ページから記載しています。

24ページを御覧ください。施策の方向性の「ロ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」については、新型コロナウイルス感染症を契機としてテレワークなどの多様な働き方の推進がこれまで以上に求められている旨記載しております。

25ページの「ハ 職業能力開発及び学び直しの支援」については、施策のポイントでも御説明しましたが、人生100年時代に向けて、男女が共に学び続け活躍し続けられる環境の整備が求められており、職業能力開発及び学び直しの機会を提供する旨記載しております。

同じく25ページになりますが、「5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現」を御覧ください。現状及び課題のイ、農業を発展させていく上での記述に関しては、平成28年に改正農業委員会法が施行され、農業委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定が設けられ、平成30年10月までに全ての農業委員会が改正法に基づく新体制へ移行し、農業委員会における女性の登用が進んでいることなどを踏まえ、記載内容を共同経営者として女性の地位や権限を確立するため、家族経営協定の一層の普及・啓発、農業委員等への女性の登用を進め、方針決定過程に女性の意見を反映させていく必要性に改めました。

26ページの「6 地域における男女共同参画の実現」を御覧ください。

県内の地域間格差は、毎年の「男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告」でも明ら

かになっています。「男女共同参画基本計画を策定した市町村の状況」は、第3次計画の目標に対して、市においては目標を達成しておりますが、町村における策定率は低いままとなっています。町村における計画策定を進めるためにも、NPO等各種地域団体等と連携し市町村も巻き込みながら、また、支援していく体制が必要です。

28ページ下段からの「7 防災・復興における男女共同参画の実現」を御覧ください。7月にお示ししました素案では、「6 地域における男女共同参画の実現」と統合することとしておりましたが、前回の審議会の意見、また、国の計画も踏まえまして、現計画の「東日本大震災における男女共同参画の実現」を整理し直しております。

29ページから、現状と課題、基本目標、施策の方向を記載しております。策定のポイントでも触れましたが、東日本大震災から10年を迎えるに当たり、また、昨今の度重なる大規模な自然災害にも対応できるよう、男女共同参画の視点での事前の備えが非常に重要となります。東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・復興においても女性が主体的な担い手であることを認識し、平常時から防災・復興の取組に男女共同参画の視点を取り入れることが求められ、また、あらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を防災施策に反映させる必要性などを記載しております。

以上が基本計画に盛り込む内容です。計画策定後はこの計画に基づき、毎年県の事業を実施していきますが、現段階で想定される施策項目ごとの事業を「資料3」に記載しております。本計画を元に各課にて事業に取り組み、この審議会にて毎年実施状況を報告して参ります。なお、現時点で想定される事業を掲載しており、今後、新規追加や増減・組み替えが起る可能性はありますが、掲載事業を全庁的に取り組んで参ります。

最後に、資料1-1の32ページにお戻りください。ここでは、第4次計画における指標を記載しております。策定のポイントの最後に触れましたが、「男性の育児休業取得率（宮城県職員）」、「県における農業委員に占める女性の割合」、「NPO等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数（県及び市町村）」、「防災女性リーダー養成者数」の4つの項目を新たに追加しております。また、「育児休業等取得率（宮城県労働実態調査）」については、前回の審議会の意見を踏まえ、状況を把握するため参考指標に移動、「みやぎの女性活躍促進サポーター」については、218人と目標の100人を達成したことから削除しております。なお、指標項目については、他の計画の指標を用いているものがございます。現在、本計画と同時進行で改定策定作業中の計画もあることから、調整中としておりますことを御了承願います。

33ページは、男女共同参画の参考指標の一覧となっています。
説明は以上でございます。

【田中課長】

それでは次に、現在策定を進めている「新・宮城の将来ビジョン最終案」について御説明いたします。

資料4の参考資料を御覧ください。参考資料が新・ビジョンの中間案本文ですが、資料4がその概要版となりますので、資料4を用いて御説明させていただきます。

まず、「1 新・宮城の将来ビジョンの策定に当たって」(1) ビジョンの位置付け・目標年度についてですが、県政運営の基本的な指針、県の施策や事業を進める上での長中期的目標と位置付けております。また、これまでの「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」、「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合し、2021年度から2030年度までの10カ年となっております。

次に、「2の(1) これまでの取組の検証についてですが、宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の記載の主な成果について検証を行っております。

次に、2の「(2) 今後想定される社会の変化と将来人口の見通し」についてですが、新・ビジョンでは、地方創生総合戦略を統合したものとなっております。2060年までの将来人口の見通しを新たに盛り込んでおります。2つあるグラフの内、左のグラフが国立社会保障・人口問題研究所による推計で、2060年の本県の推計人口は143万人となる見通しです。これに対し、その右のグラフが、合計特殊出生率向上や人口の社会減を解消することを前提とした新しい将来人口の見通しとして約172万人という高い目標を設定しており、できる限り人口減少の幅を抑制できるよう取り組むこととしております。

次に「(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について」ですが、感染症が県民生活や地域経済へ甚大な影響を与えていることを踏まえ、「新しい生活様式」の実践や、デジタルシフトなど今後の感染症への備えや持続可能な未来づくりに繋げていく必要があると考えており、今後10年間を見据えた取組方針等を本ビジョンに反映されております。

資料右上の「3 県政運営の理念と基本姿勢」ですが、「県政運営の理念」として、「富県躍進！ “PROGRESS Miyagi”」を掲げ、その副題を「多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して」としております。これは、これまで以上に民の力を最大限に生かした多様な主体との連携により、富県宮城の力をさらに成長させ、県民一人ひとりが幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城、そして県民の活躍できる機会と地域の魅力にあふれ、東北全体の発展にも貢献する、元気で躍動する宮城を創っていくという考え方を表現しているものです。また、「富県躍進」の姿を英語で「PROGRESS Miyagi」と表し、震災を乗り越え、躍進する宮城を世界に発信する意味も込めたものとなっております。

その下の「(2) 政策推進に向けた横断的な視点」、「(3) 県行政運営の基本姿勢」については、本文中に具体的な記載を加えているところです。

「(4) 復興完了に向けたサポートと政策推進の基本方向」については、現行の「震災復

興計画」の取組を受け継ぐ「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」と、現行の「宮城の将来ビジョン」の理念を引き継ぎつつ、子育て支援や教育分野を新たに柱立てした「政策推進の基本方向」の4本柱を合わせ「1+4」本の柱で構成しております。具体には、「4被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」として、復興計画終了後も引き続き、中長期的な取組が求められるものとして、4分野を掲げております。

資料4の裏面を御覧ください。「5 政策推進の基本方向」につきまして、左上の図に4本の柱の関係性を示しております。この図は「環境・県土」を基盤として、その上に「社会」、そして「経済」が成り立つことを表していますが、今後、人口減少や少子高齢化が進展する中において、持続可能な未来づくりのために「環境・県土」「社会」「経済」の相互関連や相乗効果を重視していくことを示しており、県内経済を安定的に成長させながら、富県宮城の成果を子育てや教育、福祉や環境などのさらなる充実に繋げることとしております。「経済」については、政策推進の基本方向1の「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」に、「社会」は政策推進の基本方向2の「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」と、政策推進の基本方向3の「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に「環境・県土」は政策推進の基本方向4の「強靱で自然と調和した県土づくり」の4本柱に対応しております。また、4本の柱の中に、新しい価値、成長の基礎、子育て、教育など、8つの「つくる」を掲げており、記載のとおり英語でも表記しております。それぞれの頭文字の8つのアルファベットを、「県政運営の理念」に掲げた「PROGRESS」に対応させており、「富県躍進！PROGRESS Miyagi」を結びつけております。

資料の中段からは新ビジョンの政策体系をまとめております。4本の柱の下に、(1)から(8)の8つのつくるを、その中に18の取組を位置づけております。

参考資料を御覧ください。各取組については、参考資料の38ページを御覧ください。はじめに「現状・課題」を記載し、その下に「目指す宮城の姿」と、今後10年間の「実現に向けた方向性」を示しており、このような形で取組18まで記載しております。

男女共同参画や女性活躍の取組に関しましては、44ページ「子育て」の取組6結婚・出産・子育てを応援する環境の整備、49ページの「いきいき」の取組10就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進に施策として位置付けられることとなります。

簡単ではありますが、以上が「新・宮城の将来ビジョン最終案」の概要となります。これをベースに男女共同参画基本計画など各部門の計画が策定されているということで御理解ください。

最後に、第4次男女共同参画基本計画の今後のスケジュールについてですが、パブリックコメントを実施し、広く意見をお聴きするとともに、県議会の環境福祉委員会に報告の上、最終案を令和3年1月26日に開催予定の第4回男女共同参画審議会にて皆様に審議いただき、2月に最終案として取りまとめることとしております。

私からの説明は以上でございます。

【水野委員】

ありがとうございました。それでは、只今の事務局からの説明を受けまして、御議論いただきたいと思います。それぞれお気付きの点があるかと思いますが、御意見、御質問等積極的に御発言をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【渡部委員】

前回お願いした新宮城将来ビジョンの御説明大変ありがとうございました。このビジョンに基づいて新しい計画を策定するというところで質問なのですが、資料1-1の宮城県男女共同参画基本計画中間案（第4次）の14ページについてです。新宮城の将来ビジョンですと、例えば新しい生活様式の実践や、デジタルシフトといったキーワードが入っていますが、こちらにはまだ入っていないので気になっているところです。そして、9月にみやぎデジタルファースト宣言をされていらっしゃるかと思います。そうすると、やはりこういった所に盛り込まれたがよろしいのではないかと思います。

また、高齢者の問題は前回の審議会でも発言させていただきましたが、新宮城の将来ビジョンの最終案では、今後想定される社会の変化と、将来人口の見通しという記載はありますが、男女共同参画基本計画の20ページから21ページにかけての「人生100年時代に向けた心と体の健康づくりの支援」には、いわゆる生産年齢を越えられた65歳以上の方々の御活躍の話が記載されていないので、気になったところです。

以上、今後取り入れる方向なのかそれとも、先ほど言ったみやぎデジタルファースト宣言や新しい生活様式についてはまだ定まってないため、今回は盛り込まないということになるのか。御検討いただけるのかどうかこの辺の御見解をお聞かせいただければと思います。

【田中課長】

今いただきました、デジタルファースト宣言などのデジタル化の話と、人生100年時代の部分に関する65歳以上の方々の御活躍に関する記載については、意見を踏まえまして最終案に向け検討させていただければと思います。

【渡部委員】

それであれば御意見を申し上げますが、23ページ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたテレワークの推進など、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを図っていくということで先ほど専門監から説明がありましたが、「2 家庭における男女共同参画の実現」については、どこにその内容が記載されているのか見えませんでしたので、そこに関してお聞きできればと思います。

【田中課長】

そちらに関しても御意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

【渡部委員】

また、イクボス同盟に関して記載されていないかと思いますが、村井知事も積極的に活動されていますので是非載せるべきだと思います。民間団体の活動に県が参画しているから載せなかったのか、それとも、何か理由があって載せていないのか。イクボス同盟は、宮城県さんの成果だと思います。多くの企業が加盟して、多様性のある人材を育成しようということで取り組まれている、せつかく宮城県の成果があるのに、載せないというのはもったいないような気がします。いかがでしょうか。

【田中課長】

イクボスの事業については県で積極的に行っておりますが、こちらの計画の施策の方向等には記載しておらず、この施策の項目にぶら下がる具体的な事業の方で出てくるような形で考えております。

【渡部委員】

せつかく成果が上がり、県の皆さんの取組みが評価されているので、具体的な事業で出すのもいいですが、やはり実績を上げているということで何らかの形で記載すれば、県民の皆さんにも御理解いただくことができるかと思いましたが、イクボスについて取り上げさせていただきます。

【田中課長】

御意見参考にさせていただきます。

【水野委員】

細かい点で恐縮ですが、12ページ、16ページに暴力や犯罪の深刻化ということで記載されていますが、表と文章が一致していないかと思います。12ページでは、「本県のDV事案、ストーカー事案の認知件数は、平成12年に施行されたストーカー規制法の施行以来最多となる」と記載されていますが、図を見ますと、警察のストーカー事案が最多となるのは27年で、確かに高い水準では移動していますが、現在はどちらかというと減少傾向にあるようです。また、DV及びストーカー事案の相談件数は増加傾向にあると16ページにも記載されていますが、12ページの表を見ますと、DV事案の警察への相談件数は確かに増加傾向にありますが、他は減少傾向にあり、文章と表が合っていないように見えます。減っているからいいという事ではありませんし、更に内容的なことを言いますと、本当に事案そのものが減ったからなのか、相談をしたのだけれども報われず相談件数として上がらなくなったということも考えられます。できれば、もう少し詳細に分析して書いていただければ有り難いところです。少なくとも、表と文章が一致するような表現にしていいただければと思います。これは命に関わる非常に深刻な問題ですので、県が積極的に救済体制を整える、強

く守りますというニュアンスが伺われるような表現にしていただければと思います。

他に御意見ございますでしょうか。

【熊谷委員】

前回欠席してしまい、議論の流れの振り返りをしておりましたところで、何点か細かい部分で教えていただきたいと思います。

資料1-1の中間案について、会長のお話にもあった関連で聞きたいのですが、10ページの「県内において、女性の非正規雇用の労働者やひとり親などが増加しており」と記載されていますが、何故ひとり親が増加しているのか、また11ページの「4 企業における女性の登用」の部分で、全国よりも役職者に占める女性の割合が低いということで記載されていますが、何故宮城県が全国よりも低いのか、理由を分析しているのであれば教えていただきたいと思います。また12ページの、ストーカー事案、DV事案が高い水準で推移している理由として何かあるのか。東日本大震災との関連などもあるのでしょうか。阪神淡路大震災の時は、DV、ストーカー、子供のいじめ、不登校等、3年を境にずっと高い水準で推移していたと思います。そういったこととの関連はあるのでしょうか。この法律が改正されたということが一気に認知されて、通報しやすくなったということは聞いていましたが、宮城県内において高い水準で推移している理由で何か把握しているものがあればお聞かせいただきたいと思います。

また中間案を見させていただいて、目指すべき社会像というのがもう少し分かりやすくはっきり提示できると良いのではないかと思います。こういう人になりたい、こういう人が尊敬できるといったロールモデルや、一時代前ですと大黒柱がいて4人家族というのが社会に共有されている家庭のモデルだったと思います。そういったもう少しイメージしやすい社会像のようなものが提示されるといいのではないかなと思います。

また、宮城県の現状というのはすごく厳しいものかと思います。先日、禁煙フォーラムという会議にパネリストとして参加しましたが、宮城県の健康推進課の方が、スライドを使って県の現状について説明してくださいました。宮城県は、肥満は多い、喫煙者は多い、塩分摂取は全国ワースト1、メタボ・脳血管疾患が多い、歩かない人が多い、また女性の給料も低いなど最低順位のものが多い、それでワーケーションで宮城県に移住してくださいと言っても、私は宮城県生まれ宮城県育ちですが、何を魅力に宮城県に行きたいと思えるのかなと思います。やはり、更に良い宮城を作っていないと、人を呼び込めない、また人口減少はなかなか止まらないのではないかと思います。また、人口減少が止まらないのは、やはり賃金が低いということで女性の自立を妨げているということも一つの要因なのではないかと思います。ですが、賃金の高い東京の人はどうなのかというと、コミュニケーション能力が低い、男女が多くてカップルが成立しない、結婚ができない、または、離婚が多くなっている等、そういった難しさも出てくるとは思います。先ほど男性の育児休暇の取得の話がありましたが、それ以前に人との対話力やコミュニケーション能力などといったところ

を全宮城でどうやって育てていくのか考えていく必要があるのではないかと考えておりました。かなり根は深いもので、この現状から理想に向かって駆け出していくための全宮城の意識の共有ができるような理念や理想など、目指すべき社会像というのを、この男女共同参画基本計画で記載すべきか、先ほど渡邊先生がおっしゃったとおり新宮城の将来ビジョンで記載すべきか分かりませんが、非常に厳しいこの現状、またこの高い理想を掲げなければならぬと思った次第です。

【水野委員】

メッセージ性というのはとても大事ですね。元気が出るようなメッセージも盛り込んでいただければと思います。また、具体的に御指摘があった部分についても御検討ください。

【土橋委員】

熊谷委員のお話にはとても共感いたしました。育てつつ、働く世代にとって宮城県の現状は非常に厳しいと考えています。学校環境の中でも、まだまだ震災の影響もあり、さらに新型コロナウイルスの影響もあり、いじめや不登校など、家庭の中だけではなかなか受け止めきれないような話なども依然として聞こえてきています。阪神淡路大震災の時の話についても私も聞いておりましたが、東北でも同様に震災後10年経っても、男女共同参画や子ども・若者の育成環境、社会をより良くするというところに、なかなか人的資源が割けず、他の地域と比べると、こういう部分については非常に遅れていると感じています。ここから巻き返していくとなったときに、熊谷委員がおっしゃったような、理想像や、あるべき・ありたい姿を示すということが一つと、足元でどのように改善していくかということも、私達事務方としては見せる必要があるかと思っています。私からは職場における男女共同参画のところについて、一言コメントさせていただければと思います。

資料1-1の23ページの方に、指標も示していただいておりますし、参考指標に回るものもあると思いますし、今後の指標になっていくものもあるかと思っています。これまでのようなフルタイムかつ残業前提の社員で構成されている職場では、ライフイベント期も含めていきいきと働いていくことはできない、女性に限らず、私たちみんなが、生み育てるというライフイベントと共に職業生活を送っていくためには、そういった働き方は相応しくない。そうすると、育児休業自体が目的ではないのですが、改革のプロセスとしては育児休業を取得したいと思っている人、またライフイベントに差しかかっている人皆が休暇を取得できるということについては、より意識して進めていく必要があります、分かりやすいことかと思っています。テレワークといった話もありますが、テレワークを中心として進めていくと、費用がない、機器が用意できないといった話が出てきて、企業によってはそれを一番に見据えて受け止めきれないところも出てくるかと思われますので、オーソドックスなところでは休暇、育児休業の取得というのをコツコツと啓発推進していくのがいいと思っていますし、私たちの会社でもそのように進めていこうと思っています。

24ページに、育児・介護休業制度の普及拡充や意識啓発ということで記載されていますが、この辺りの事業の展開というのはどのようになっていくのかお聞きしたいと思います。恐らく、資料3の方に事業が記載されているかと思いますが、こちらは資料1-1と対照しているということでしょうか。

【堀内専門監】

対照しております。資料1-1と資料3を併せて見ていただければ、資料1-1の施策の項目に沿った事業が記載されております。

【土橋委員】

そうしますと、施策の項目36「育児・介護休業制度の普及拡充及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進」、女性医師の就労支援事業等記載してありますが、女性医師以外の方に対する事業というのはどのようにされるのか。そして、「ワーク・ライフ・バランスの推進」の「88 働き方改革促進事業」とありますが、働き方改革を行っている企業が登録されていると思いますが、その延長として進めていくということでしょうか。その辺りの事業としてのメリハリのつけ方というのをもう少しお聞きしたいと思います。資料3の事業展開だけ見ると、ライフイベントと仕事の両立に繋がっていくということが見えなかったので、事業を増やして欲しいということではないのですが、事業の中で啓発していく上で、もう少しメリハリをつけて取り組んでいただきたいと思います。私も会社で男女共同参画の啓発、推進に取り組んでいます。男性も女性も、ライフイベントに合わせて休暇・休業をとってくださいというメッセージはどこからも聞こえてこなくて、事業者が主体的にやるべきことでもあります。行政の立場からもより一層強く訴えて頂かないと、なかなか県全体として認識が変わっていかないのではないかと思います。

【堀内専門監】

ワーク・ライフ・バランスについては、確かに「職場における男女共同参画」の事業展開ですと、対象が限定的な印象を受けるかと思いますが、「社会全体における男女共同参画」の方では、男性や若い世代に対する普及啓発について盛り込んでおりましたので、併せて見ていただければと思います。また、御指摘いただきましたように、対象が偏っているのではないかということについては、今回、新たに若い世代や、困難を抱えた女性といった部分が対象となります事業等を増やしておりますので、そちらの方で見直しを図っていきたいと思います。

【水野委員】

高度成長期以来の構造的な問題が背景にありますね。24時間働けますかといった昭和時代の高度成長期のモデルだと、常勤職と家庭責任の両立はとて無理で、家庭責任を負っ

た女性が非常勤のパートタイマーでしか働けないことになり、非常勤は切られやすく、給料が低く、それでも夫が生活給を稼いでいたからなんとかかなったのです。でも高度成長期が過去になると、企業が若い男性たちを皆、常勤職として雇える力を失ってしまったので、男性たちも非常勤に流れ込むようになり、女性は非常勤の男性とは結婚できないということで、少子化になってしまったという大きな流れがあります。今後は、男性も女性も、常勤でも非常勤でも、家庭責任を負う労働者として十分生活していける労働環境が目指されるべきだという、構造的な問題の解決に沿うような形で、力を入れて書いていただければと思います。貴重な御指摘ありがとうございます。

土橋委員が最初におっしゃったように小学校の現場などですと、今回のコロナの関係で、お母さんが、給食がないので、自分の食事を子供に与えて痩せてしまったとか、或いは給食だけで一日の栄養を摂っていたお子さんがいるといった難しい問題があり、子供たちにとくにしわ寄せが来ているような気がいたします。他にお気づきの点ありますでしょうか。

【兼子委員】

資料1-3について施策のサブテーマが変えられているのは良いなと思いますが、女性を強く出し過ぎていて、男女共同参画と言っているのに対して少し矛盾があるのではないかと感じました。

また、ひとり親世帯への支援は非常に重要だと思っておりますが、私の所属団体では相談業務を行っており、相談内容として最近では、機能不全の家族、要するに、両親が揃っていても震災やコロナの影響で両親共に鬱病であったり、夫婦の片方がギャンブル依存、夫婦という形はとっているけれども家にいない状態という相談もありますので、そういった機能不全の家族に対する政策等もこれから盛り込んでいただければと思いました。

それから女性の審議会や役員への登用についてはとても良いことだと思いますが、自分は望んでいないのに、ある程度の勤続年数が経ったからといって上の地位に登用され、様々なプレッシャーの中で結局潰れてしまう女性も沢山いるのではないかと思います。実際私の周りにはいましたので、そういった部分に関する指標について一度検討していただければと思っています。

最後に、資料4の新宮城の将来ビジョン最終案については、「(2) 政策推進に向けた横断的な視点」の途中までは、だれでも理解できるような文言で記載されていますが、三つ目に「イノベーション」と記載されていて、こういった部分については、もう少し分かりやすい文言を用いて記載していただければと思います。SDGsについては、意識の高い方や、上の地位の方々だけではなく、県全体で取り組んでいく必要があるものかと思っておりますので、だれでも理解できるような文言で記載するなど、もう少し配慮すべきなのではないかと思いました。

【水野委員】

大変貴重な御指摘だと思います。機能不全家庭の問題は非常に深刻で、母子家庭だから問題というわけではなく、支援の必要な家庭には、いろいろなタイプがあります。ヤングケアラーといわれる、若いお子さんが親を支えて無理をしているような家庭も沢山あります。

そして、先ほどの女性の高い地位への登用のお話については、数あわせの弊害も考えなくてははいけませんね。私もそうですし、恐らく成瀬委員もそうかと思いますが、審議会の女性比率のせいで、メンバーになりうる女性たちはとても忙しくしているのですが、審議会に女性が増えればそれでいいというものでもないでしょう。もちろんある程度強引に数字的に女性の参画を図る必要はありますが、社会全体の問題ですから、本当はむしろ下の方から男女共同参画を確実化していくことによって、暮らしやすい社会になっていくのだと思います。

そして、新宮城の将来ビジョンの文言についても、やはりそれだけを追い求めているのではないことが分かった方がいいのではないのでしょうか。プロGRESSに合わせています、とあまりに強く言うと言葉で遊んでいるようにも感じてしまいますので、そうならないように記載いただければと思います。実質的に書き込んでいただければ、プロGRESSという記載に反対するわけではないですし、中の方で本当に必要なことの施策を書き込んでいただければよいように思います。

他に御意見等ありますでしょうか。

【栗林委員】

中間案の19ページ「家庭における男女共同参画の実現」の指標について、「家庭における男女共同参画の実現」の中身を見ますと、ここでの指標が「保育所待機児童数」で良いのか疑問に思います。サブタイトルが「人生100年時代に向けて」と幅広く捉えている中で、この指標は子育て環境が改善されたということではしか見られないように思います。参考指標の方では家庭の中の男女共同参画について、フォローされている項目もあるかとは思いますが、指標として掲げるものが、これでよろしいのか少し考えていただければと思います。

【水野委員】

確かに、サブテーマが「人生100年時代に向けて」で、待機児童数の指標が来るのは、違和感があるような気がいたします。

日本の社会福祉全体の構造としては、高齢者と子供たちで言いますと、高齢者の方は、年金や介護保険で、諸外国と比べてあまり劣らない社会保障水準ですが、育児支援については、OECD水準とは、比較にならないくらい貧弱です。そういう意味では、「人生100年時代に向けて」自体に反対するわけではありませんが、高齢者を支援すること以上に子供の問題に力を入れることが大切なのではないのでしょうか。ですから、ここに待機児童数に関する

指標があることは大事なことだと思いますが、確かに「100年時代に向けて」というサブテーマとは少し違和感があることは、おっしゃる通りかと思います。

他にいかがでしょうか。

【佐藤委員】

中間案32ページの男女共同参画の指標「男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合」について、市が100%で、町村が42.9%ということで、非常に割合が下がっている印象があります。男女共同参画基本計画があるということは、今日の審議会のような男女共同参画について意見を交わし合う場が少なくとも役所の中にあって、市民の方や公募の方にも参画していただき色々な意見を政策に反映していく場だと思います。この42.9%の町村以外の町村には、全くないということではないかもしれませんが、こういう場がないというのは、やはり地域格差が起きる要因になるのではないかと思います。宮城は遅れているというお話がありましたが、私は東北県内転勤してきまして、東北の中ではやはり一番宮城県が進んでいます。仙台市には女性センターが二つもありますし、他の市町村にこのような贅沢なところはあります。やはり、格差が出ないように、町村にお住まいの方々がこういった話題に触れる場があるということは非常に大事なのだと思います。恐らく、男女共同参画という言葉すら知らない年配の方などもいらっしゃるかと思います。男女共同参画基本計画については、県の方で指導していらっしゃるかと思いますので、どんな方法で、年間の程度指導していらっしゃるのか教えていただければと思います。

【田中課長】

共同参画社会推進課の方では、県全体の男女共同参画を推進していくために、市町村と連携しながら事業を実施しております。確かに、仙台市管内はそれなりに人も職員もいて、県ですと男女共同参画に従事する専門の職員がいますが、地方になりますと職員数も限られており、色々な業務を兼任しながら、男女共同参画の業務を行っているということもあり、なかなか男女共同参画の取組が進まないというのが事実としてあるかと思っています。そういった理由などから積極的ではない市町村に対しては、県と市町村の共催事業として一緒に実施しませんかということで声がけをしております。例えば、あまり市町村の負担にならないようなパネル展では、町民の方にパネルを見ていただくだけでも意識が少しずつ変わっていくのではないかとということで実施しております。こういった取りかかりやすいものから、市町村と連携して講演会やセミナーなどを開催しており、意識啓発を図っております。また、県全体として実施しているものとシンポジウムがあります。他には、当課で男女共同参画の冊子を作っておりますので、それを市町村に配布して活用いただくなど、地道な作業にはなりますが、男女共同参画については、そういった取組を継続していくことで浸透していくのではないかとこの思いで、事業を実施している状況にあります。

【佐藤委員】

承知しました。

【水野委員】

仙台市と地方の格差については考えていかなければならないと思います。都会は都会で家庭の孤立というような深刻な問題を抱えています。男女共同参画の必要性に気付いてすらいただけないというのは非常に問題かと思えます。仙台市であれば、せんだい男女共同参画財団と協力して実施するのも一つかと思えますが、構造的にできないのでしょうか。

【田中課長】

それは可能です。実際に、以前からせんだい男女共同参画財団さんと連携して実施している事業があります。宮城県には男女共同参画センターがないもので、仙台市さんにありますエルパークやエルソーラを会場としてお借りして、連携しながら事業を展開している状況にあります。

【水野委員】

私はせんだい男女共同参画財団の理事長をしておりますので、何かお手伝いできることがありますら積極的にお話いただければと思います。他にいかがでしょうか。

【渡部委員】

お願いとしてお話させていただきたいのですが、資料3の2ページ、「3 学校教育における男女共同参画の実現」の2番目にあります、「キャリア教育の推進と人材の育成」についてですが、一つは「次代を担うリーダーと理工系女性人材の育成」で対象が高校までとなっていますが、大学や高専などでもリケジョという形で活動しておりますので、そういった高等教育機関とも連携し、事業を実施していただけないか是非御検討いただければと思います。実際に、今年度は堀内専門監をお願いをしまして、コロナ禍ではありますが、インターネット配信で学生たちに御講演をいただきました。こういった取組も行っていますので、県と大学が連携して、こういったキャリア教育の推進や、先ほど熊谷委員からお話のあったロールモデルなどに関する事業の実施ができるのではないかと思いますので、是非、「キャリア教育の推進と人材の育成」では、大学等についても検討していただけるようお願いしたいと思います。

もう一つのお願いとして、先ほど高齢者の問題は様々なことで取り上げられていて、子育てについては更に重要だというお話があったと思いますが、これからは高齢者の方にも働いて頂く必要があるかと思えます。現に元気な高齢の方もいらっしゃいます。そうしますと、宮城県民大学で、社会貢献や社会起用でいわゆる社会の一線から引いた年齢の高い方を活用できるような教育のシステムというのを、「キャリア教育の推進と人材」のところで、御

検討いただければと思っています。

今までは、趣味を通じて人が集まるなど、そういったことが多いかと思いますが、これからの社会、どんどん人口が減っていきまますし、また通信機器の発達によって、高齢者の方でも、御自身の御経験などを若い人たちに伝えたりすることが可能な時代になったと思いますので、ぜひ大学の他に、高齢者の方々のことを考えた施策や事業も御検討いただければと思います。

【水野委員】

東北大学では「サイエンス・エンジェル」というリケジョのモデル事業も行っておりますので、是非、御利用いただければと思います。また、元気な高齢者の方々には、孫のような子どもたちを助けていただけるような仕組みがあると良いかと思っています。

他に御意見等いかがでしょうか。

【兼子委員】

私もお願いとしてお話をさせていただきますが、資料3の2ページ「職場における男女共同参画の実現」の40番「再就職を希望する女性及び多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援」について、私は今、治療をしながら仕事をしているのですが、こういった人に向けた、働きやすい環境整備というのは、男性女性問わず必要になってくるのではないかと思います。特に現在は、入院治療というのはほとんど無い時代なので、そういったことが盛り込まれたらいいのではないかなと思ったのが一つです。

また、その下の45番「女性起業家相互間、経営者相互間及び女性起業家と経営者との交流・連携の促進」についてですが、震災後、とても小さいビジネスですが沢山の女性が色々な事業体で事業を起こしています。そういう人たちが更に発見できるように強固なネットワークを作っていただいたり、また、学び合いの機会などを設けていただくと良いかと思っています。そうすると、学生の方々との交流などもできるかと思いますが、こういう人がいるんだなと地域を知って貰える機会にもなり、更に地域が盛り上がっていくのではないかなという思いもありましたので是非御検討いただければと思います。

【水野委員】

震災の後、色々な手仕事のようなネットワークができたと思います。そういったものを活かす形で県が組み込んでいければ、そんなに費用がかからなくても、県がサポートするということで全然違ってくるかと思っていますので御検討いただければと思います。

他に何かございますでしょうか。

【熊谷委員】

企業の取組などを政策決定する時などに、もし女性が政策決定者で、SNSなどの矢面に

立たされたり、または非難されたり、ものすごく攻撃された時に相談できる体制など、身体的な攻撃なども含めてそれを守る体制というのは、深刻化する前に整えておかないといけないかと思います。やはり女性というのは、矢面に立った時に、一歩も二歩もヘジテイトするのではないかととても感じました。

中間案には、DVなど深刻な場面に直面した場合に関しては記載されていますが、それ以前の、女性に安心して政策決定者になってください、管理職になってくださいという体制づくりということに関しては記載されていないかと思いますので、是非そういったことに関しても盛り込めるとまた違ってくるのではないかと思います。私の個人的な経験から実感したものですし、書き方についてはとても難しいですが、是非御検討いただければと思います。

警察に一報入れるとしても、一報することで問題がもっと大きくなるのではないかと、町に迷惑をかけるのではないかと思い、電話1本かけることのハードルがとても高いなと実感しました。こういう意識の壁を低くしただけで、女性がもっと社会的なリーダーシップを取っていきこうと思えるような社会に変わっていくのではないかと思いましたのでお話をさせていただきました。

【水野委員】

それなりの地位にいらっしゃる方には常にそういうリスクがあるのだなと感じました。皆さんそれぞれの現場で、そういう苦勞を抱えていらっしゃるのでしょうか。

警察も、以前よりは民事不介入だと危険が多いということで、受け入れるようにはなってくれているようですが、もし県の方でも何かお考えいただけることがあれば、御対応いただきたいと思います。社会福祉と身の安全という問題には、相当にかぶるところがあります。常に警察権力でなくても、もう少しやわらかい社会福祉という形でサポートできれば、その方がずっと近づきやすくなるかと思います。

他に何かございますでしょうか。

【北島委員】

今、熊谷委員からお話がありましたが、弁護士のところにはストーカーやDVの被害者の方が御相談にいらっしゃいます。やはり皆さん怖い思いをされていて、相談に行くハードルがとても高かったりもします。

宮城県警さんの方では、そういった被害者の方の相談や対応については、きめ細かにやっただけだと思っています。犯罪とはならない案件も沢山ありますが、宮城県警さんの被害者支援室を中心に、きめ細やかにいつも対応していただいているなと思っています。ですがやはり、ストーカーなどの被害を受け、第一報するということがとてもハードルが高いのだらうと思いますので、そういったところの拡充等については是非お願いしたいと思っています。

また、兼子委員の方から先ほどお話がありましたが、中間案の28ページ「7 防災・復興における男女共同参画の実現」の、サブテーマが「平常時から備える女性の視点」ということで、防災復興の場面で今までなかなかスポットライトが当たってこなかった女性の視点を入れていこうという趣旨だと思いますが、一点気になったのが「7 防災・復興における男女共同参画の実現」の内容を見ますと、男女共同参画というタイトルとその女性の視点というサブテーマが一致していないような気がしましたので、御検討いただければと思います。

【水野委員】

つまり、表題と合わせる形で内容を書き込んで欲しいという御趣旨でよろしいでしょうか。

【北島委員】

副題は女性の視点と書かれているのですが、中身としては男女共同参画の視点で書かれているのではないかと思います。サブテーマで「平常時から備える女性の視点」と書いてあれば、文章では平常時から女性の視点で、防災復興に備えるといった趣旨で記載するかと思いますが、少し違和感がありました。

【水野委員】

確かに少し違和感がありますね。ここは事務局に検討していただければと思います。

【北島委員】

内容についてはこの内容でよろしいと思います。

【水野委員】

内容については、震災の時もそうでしたが、病人の方や御老人、小さいお子さんといった弱者のそばにいるのは女性で、その女性たちの視点で、避難所の生活などについて設計することが、実際には弱者に目の行き届く視野に立つことになります。その辺りに配慮して、弱者の視点で、もし書き込めることができるようでしたらお願いいたします。

他に何かお気づきの点ございますでしょうか。

【成瀬委員】

資料1-1の中間案、21ページの「学校教育における男女共同参画の実現」についてです。私は小学校にずっと勤めてきているので、小学校の6年間、特に小学校1・2年生の未分化な子供たちの視点から気付いたこととお話させていただきます。

21ページのイ、2行目に、「志教育とも併せて」とあり、大変素晴らしいと思ったとこ

ろです。宮城県は、みやぎの志教育として平成22年から10年間、小中高等学校の12年間を通じて、各発達段階に応じた志教育に取り組んできました。男女共同参画も発達段階に応じた指導を工夫していくことが重要であると考えます。例えば、低学年の場合は、多様な人たちとの関わりを通して、友達と仲良く助け合う心や、相手を思いやる心を育むなどの指導の工夫です。志教育と併せて各発達段階に応じた指導が大切であると思います。

また、22ページ「ハ 健康のための教育の推進」についてです。この中に「安全」の文言を盛り込んではどうでしょうか。「健康・安全のための教育の推進」となります。健康な体や心を作るためには、児童・生徒が正しい知識や情報を身につけることと同時に、安心して学校に行ける、親御さんも安心してこの学校なら通わせることができるという安心安全な環境も必要になるかと思えます。

【水野委員】

重要な御指摘だと思います。事務局の方で原案を作ることになりますので、文章の内容等、個別にも事務局からの御相談に乗っていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【田口委員】

今、お話のあった学校教育について私も文言の点で少し気になった部分がありましたのでお話をさせていただきたいと思えます。「ハ 健康のための教育の推進」について、「児童・生徒がそれぞれの健康及び性に関する正しい知識及び情報を身につけられるよう」と記載されていますが、漠然としていて何を指しているのかが見えませんでした。性というのは、男女共同参画といった考え方を身につけるといことなのかと理解もしましたが、他のところとの繋がりを考えると、「職場における男女共同参画の実現」に記載されているように、具体性があった方がどういったことを教えたらいのかというところの示唆が得られるのではないかと思います。ここに記載されている内容は高校までのお話になっているかと思えますが、大学生に調査をすると男性の性の知識というのはとても薄いことが分かります。得点化するような尺度を使って測ってみると、女性の何歳から何歳までが妊娠期なのかですとか、いつまでも妊娠できると思っていたり、そういった辺りの把握ができていなかったりすることが垣間見えたりします。そういった意味では、性というのは範囲がとても広くて、学校によって性教育の差がとてもあるというお話も伺っていて、その辺りに問題意識を感じています。今、具体的なことは申し上げられないのですが、結局そういったことで、就職した時に、男性の方の意識が低く、なかなか妊娠に至れないということに繋がっているような気がして、学校教育はとても大事だと思いたしたので、お話をさせていただきました。

また質問になりますが、ここの内容は対象が小中高となっていますが、大学生の性意識というのはとても大事だなと思っていて、その辺りについては内容が抜けて落ちているなど感じていて、大学生が対象のものは何かあるのでしょうか。

【水野委員】

何となく、18歳で成年になるからということで、このような内容になっているのかとも思いますが。

【田口委員】

先ほどのお話になるのですが、大学生が性知識を身につけられる場というのがあまり無いのですが、大事な時期でもあるなとも感じていて、制度的に難しいのかもしれないのですが、その辺を感じたのでお尋ねしました。

【水野委員】

とても大事なことですので、またこれについても御相談させていただければと思います。実際には生きづらいうち後遺症を抱えているのに、その原因である、幼い頃に、性虐待にあっていたということ自体を、自覚できていないこともあります。性の問題については、幼い頃からプライベートゾーンは触ってはいけないなど、自分を守るための教育は大切だと思います。

【子育て社会推進室】

ただいま御指摘あった点について補足させていただきます。昨年度から、大学生向けのライフプランセミナーを開催しております。女子大学生や共学を含めまして、先ほど御指摘のあった妊娠・出産に関する知識について、大学の方と連携いたしまして、講義として開催しております。今年度も開催を予定しておりましたが、こういった状況でして、2回ほどの開催とはなっておりますが、こういった形でできるだけ早い段階から、妊娠・出産に関する知識について、その後の子育ても視野に入れながらライフプランを考えていただく取り組みを始めているところです。今後は、対象を高校生まで展開できればと考えております。

【水野委員】

性教育は、男女平等の基本の一つだと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それではまだまだお伺いしたいところですが、お時間ですのでここで議事を終了とさせていただきます。この会議以降でも、お気づきの点がありましたら事務局に御連絡いただければと思います。

それでは議題2のその他に移りますが、何かございますでしょうか。

(特になし)

それでは以上で議事を終了させていただきます。御協力に心より御礼申し上げます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

4 閉会

【事務局】

水野会長，議事進行誠にありがとうございました。

それでは以上をもちまして，宮城県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は長時間に渡りまして，誠にありがとうございました。